

# 上尾市議会 12月定例会本会議での「陳述」

上尾市条例制定請求代表者 陳述人 土屋 豊子  
同 大友 弘巳

おはようございます。

私たちは、去る7月17日に発足した「上尾の図書館を考える会」から推薦された請求代表者8人の中のひとりです。

これから土屋豊子と大友弘巳の2人が分担して「陳述」文を読み上げます。

上尾市政の歴史において、議場で市民が意見陳述をすることは初めの出来事です。これは民主主義の向上にも資することだと思います。

この歴史的、かつ名誉あるお役を、私、土屋豊子が果たしたいと思います。

まずは、一言自己紹介いたします。

私は、小泉に住む一主婦です。人様の前で、お話しできるような職歴は何もございませんが、上尾市の民生委員・児童委員を一期前まで21年間続けて参りました。

行政の援助から、こぼれ落ちそうな方たちへの支援を、市の職員と共にやってきました。

それは、私の誇りです。

それは、私のライフワークです。

だからこそ、私は「上尾市が大好きなおせっかいオバサン」として陳述いたします。ぜひ、お耳を傾けてください。

「新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求書」の提案について13,598人の市民の声をお伝えします。

## 1.まず1万三千余の人数の「重み」について申し上げます。

署名は、わずか1か月間で集めました。

島村市長から「請求代表者証明書」の交付を受け、コピーを添えて署名簿を完成させなければならず、最少でも4枚の書類をホッチキスで止め、さらに割り印をせよとの指示です。書類作りに3日かかり、実質的な収集期間は28日間でした。

・署名は、家族であっても一人ひとり自筆を守ることが必要です。

同一筆跡が多数混じっているような署名簿ではありません。

・家庭訪問の場合は何度も足を運びます。

無言の圧力で町内や職場内を回す署名簿ではありません。

・駅頭や図書館前では通りすがりの本人署名しかできません。そのため賛同する家族分の署名をできないことを残念がる方が多数いました。

今回は、家族分を一人で代筆する署名簿ではありません。

・押印も必要ですが、街頭では拇印を押してもらいました。

押印の無い署名簿よりは、価値が有るはずです！

・私たちの書名は、陽の当たる場所で、顔と顔を突き合わせ、正々堂々と集めたものです。

陰に隠れたように、集められた署名ではありません！

厳格な署名活動でしたが、数百人以上の受任者の協力を得て、地域でも署名が急速に広がり、駅頭や図書館前では途切れることなく署名に参加する有権者が相次ぎました。

1万人以上の目標を大きく上回り、14,139人分を11月4日に日水正敏上尾市選挙管理委員

長へ提出しました。

20日間の市選管の「審査」、1週間の「縦覧」、無効とされた541人分を引き、有効署名数は13,598人です。

**皆さま、お聞きください！**

- ・提出数ベースは法定数3.7倍。他市の事例よりも高いです。
- ・確定数13,598人は、無効率が3.8%と少なく、非常にきれいです。

12月2日に、島村市長へ「本請求」を提出しました。

収集期間がもっと長ければ、代理署名が家族分などもう少しゆるやかに認められれば、膨大な署名数が寄せられたことは間違いない、と確信します。

議員の皆様は、選挙を通して、票数の価値を知っている方々です。

ですが、失礼を顧みずに言えば、誰一人として1万人を超す賛意を得られた方はいないと思います。13000人という有権者のパワーが、非常に重いことは、選挙を戦う皆様には良くわかるのではありませんか？

12月議会には、「新図書館複合施設の早期実現を求める請願」が提出され、すでに「文教経済常任委員会」に於いては署名簿に不審があるので、委員会として署名簿の閲覧をみんなで見ようという意見が出されたにも拘わらず、閲覧さえも拒否する意見が多数を占めて「請願」の提案が審議されることとなり、賛成多数で採択されました。

傍聴していた市民のほとんどはそうした進め方に驚き、納得していません。

私どもが提出した「新図書館複合施設計画、及びこれに係る市費の支出の賛否を問う住民投票条例制定請求書」がいずれ今議会において審議されることが予想されていたにも拘わらず、これを待って、「請願」と「請求」の二つを同時に審議することが避けられ、拒否されたものと受け止めざるを得ません。

単純に署名人数を比較しただけでも、私どもが提出した「住民投票条例の制定を求める請求」13589人のほうが「早期実現を求める請願」11619人よりも上回っています。

まして、片や厳しい要件が重なった署名で困難度が高かったのに対して、他方は代理署名がたくさんあり、押印は一切なされておらず、上尾市議会が定めている請願署名の要件を満たしていない疑いが濃厚であることを考え合わせてみれば、実質的な有効署名数の格差はもっとはるかに大きいことが推測されます。

民意の多数派を尊重せず、議会の多数派で押し切る政治であって良いものか、皆様に真摯にお考えいただきたいと強く願う次第でございます。

## 2.なぜ短期間に、多くの署名が集まったか、その要因分析をします。

島村市長様、議員の皆様は、心に止めていただきたいと思います。

① 一番の要因は、移転先が上平公園西側という郊外地ということです。

市中心部の上尾駅からあまりにも遠いと言えば、「北上尾駅から近い」という市回答は、漫談みたいと市民が笑います。

交通弱者である高齢者や女性、子どもが利用しにくい、ということが利用者にとって、ものすごく切実なんです。

「広報あげお」に大々的に新図書館計画を宣伝したために、それを見た人は「なぜこんな遠いところに移転するの？」とか、

「いつこんなことが決まったの？」と声を上げたわけです。

それまで気付かれずにいたのに、「広報あげお」のおかげで問題点が広報されたと考えます。まさに「語るに落ちる」です。

② 近年、図書館建設は流行のハコモノ行政とも言われます。しかし、さいたま市、川口市、桶川市、鴻巣市等では、新図書館はいずれも主要駅の駅ビルや隣接ビルに入居しています。

それらの市に通勤通学、あるいは買い物などに出かけて、そこの図書館を利用する上尾市民も増えているため、他市と上尾市との比較で疑問をもつ原因になったと分析します。

なぜ上尾は郊外移転なのか、との不満は、やがて上尾市の行政能力の差なのかという、失望へとつながります。

「緑豊かな環境の中」と市は言いますが、それは「中心部から離れている」、を語る方便に聞こえます。気軽にいけない市民には、「絵に描いた餅」です。

③ 後半から署名数が加速した要因に、用地買収やお粗末な金額補償の問題があります。

何度も議会答弁を聞きますが、偶然を装った取引に、関係者は恥ずかしくありませんか。図書館建設に賛成する人は、この怪しい取引を黙認する、という意味に取られます。

この問題は市民の怒り心頭です。その数は図書館利用者以外へと広がっていることを、ご存じないのは残念です。

9月議会の答弁で、「理解しようとしないう人には理解できないことだ」と言いますが、それは論理的でも誠実でもありません。投げやりだと思います。

**市長様、私は声を大にして言いたい。**

あなたの、おカネですか。

市民のおカネだと思うなら、賢く使うのが、あなたの使命です。

④ 四番目の要因は、この市民運動が、思想信条、政党の違いを超えて、連帯したことにあります。

「上尾の図書館を考える会」は、三つの市民団体から生まれましたが、どこにも所属しない市民も参加して、超党派の共同の組織として、活動しました。

**当然です！**

**図書館をどこに立てるかは、イデオロギーなんかと無関係です！**

8月から10月にかけて市内13地区で、タウンミーティングを開きました。

- ・ 合計374人の市民と意見交換をし、多様な人々が署名収集に取り組むことに発展しました。
- ・ タウンミーティングでは、現図書館を愛用している人が多く参加し、その存続を願う意見が多くでました。
- ・ 分館や分室を利用している人が多い地区では、分館や分室の充実を望む意見がたくさん出ました。
- ・ 特に本館近くに住む方からは、上尾市は分館が多いことがサービスの公平化として他市より優れている。むしろ分館強化の方が安上がりだし、地域発展の広がりがあるとれる。北上尾駅前分館があっても好い、という具体的意見がありました。
- ・ 上平地域に1点豪華主義の新図書館の早期実現を求める意見は、ほとんど聞きません。
- ・ 唯一の例外は、上平地区でのタウンミーティングです。

「近くに図書館ができることはありがたい、歓迎する」という人々が多いということが話し合われました。

しかし、参加された方々からは、「それだけでは、他の地域の住民に対しては申し訳ないことだ。全市的な立場で考えることも必要だ」という見識が示されました。

⑤ 署名が広がった要因は、「新図書館に反対することを求めている」というものではない点

です。

建設に賛成の人にも、反対の人にも、参加を呼び掛けました。その点では、寛容でオープンな取り組みをしたと思います。

これまで、肝心の移転先を決めるときや、図書館単独の計画から複合施設化に変更するときも、市民・納税者の意見を聞かずに進められてきました。きちんと知らされることさえなかった、と多くの市民が思っています。

だからこそ、建設に着手したいのなら、その前に、計画の是非を問う住民投票を実施して、**利用者の意思**で決めさせてほしい、という趣旨に急速に賛同が広がったわけです。

それでは、最後に申し上げます。

主権とは誰のものですか。

もしも市民が、納税者が、主権を行使する機会は四年に一度きりである、と限定するのは奢りです。

建設費には借金が使われます。その返済は子供や孫たちにも及びます。しかし子供や孫はこの建設賛否に加われません。

大人達は、安易ではなく、地域エゴでも、利権でも無く、深く熟慮する義務が課せられているはずです。

どうか、議員の皆様には、「23万人に相応しい図書館は、23万人の民意に決めさせよう」、という大岡裁きを下されることを、切にお願い申し上げます。

礼。ありがとうございます。